

EC 農業社会構造政策 (調査ノート)

是 永 東 彦

1. 概 況

- (1) 若干の経緯
- (2) 1985 年の新規則
- (3) 新社会構造政策
- (4) 新社会構造政策の意味するもの

2. 制 度

- (1) 農業経営近代化のための投資援助
- (2) 若年農業者に対する援助
- (3) 山岳地域その他の条件不利地域の農業に対する援助
- (4) 環境・資源の保護および自然空間・景観の維持の観点から慎重を要する地域に対する援助
- (5) 農業経営内における植林・林地改良のための援助
- (6) 耕地に関するセット・アサイドを

奨励する援助

- (7) 生産の粗放化を促進するための援助
- (8) 生産の転換 (conversion) を促進するための援助
- (9) 営農の停止 (cessation of farming) を奨励する援助
- (10) 農業所得に対する経過的援助 (transitional aids) を供与する制度

3. 参考資料

- (A) 山岳地帯および条件不利地帯の農業に関する EEC 理事会指令 75/268 (1975. 4. 28)
- (B) 農業構造の効率改善に関する EEC 理事会規則 797/85 (1985. 3. 12)

EC 農政は、80 年代において、深刻な過剰問題に対処すべく農政改革を進めつつあり、この中で従来比較的限られた役割をもつに過ぎなかった構造政策が新たな視点から注目を集めている。構造的な農産物過剰は、価格の需給調整機能に大きな限界があるなかで、生産構造の調整を進めるためのさまざまな施策を生み出している。また、環境の保護や景観の維持さらには地域社会の維持という新たな社会的ニーズの視点から、農業の多面的機能を見直そうとする傾向もみられる。

他方において、農産物の輸出国となった EC 諸国は、EC レベルさらには世界的な次元での国際競争の激化の中で、農業および食品産業の国際競争力の強化に無関心ではあり得ず、高能率・高生産性農業の確立は依然として EC 農政の基本命題の一つであることを忘れてはならないであろう。

80 年代の EC 農政において、生産構造の調整、農業の多面的機能の評価、高能率・高生産性農業の確立という三要因によって規定されつつ、新たな展開を示しつつある社会構

造政策は、どのような具体的内容をもっているのだろうか。その政策手段は多岐にわたり、また試行錯誤を経つつ適用されているのが実情である。

こうした事情を考慮して、本稿は、今日の EC の農業社会構造政策について、従来からの基本的な経緯をふまえつつ、主要な制度の概要を提示することにしよう。

1. 概 況

(1) 若干の経緯

EC の農業構造政策は、農業構造政策の調整に関する 1962 年の理事会決定および各国農業構造改善事業に対する FEOGA (欧州農業指導保証基金) 指導部門による経費一部負担について規定した 1964 年の理事会規則の制定にまで遡ることができる。EC 共通農政は発足の当初から一応構造政策を有していたが、60 年代においては一定の財政的手段に支えられつつ各国の構造政策を調整するにとどまっていた。

EC 農業構造政策について、本格的な準備が始められたのは 1968 年のいわゆるマンスホルト・プランからであり、それは最終的に 1972 年の「農業構造改革」に関する 3 つの指令 (Directive) によって具体化された。これら 3 つの指令の内容は、(1) 非農業並みの所得を、将来実現し得るような発展可能経営に対して経営発展計画に基づいて援助を行ない、農業経営の近代化を達成すること (理事会指令第 72/159 号)、(2) 高齢農業者の離農およびこれを通じる農地の流動化を促進すること (理事会指令第 72/160 号)、(3) 農業者に対して教育・訓練および社会経済的情報の提供を通じて適応能力を向上させること (理事会指令第 72/161 号) にあった。それは、1950、60 年代の若干の西欧諸国の農業基本法に示されるような農政理念にそった構造政策であり、一種の選別主義にもとづく構造改革を志向するものであったといえる。

しかし、このような構造政策の推進は、1973 年の石油危機以降の経済基調の変化の中でその限界を露呈し始める。また、60 年代の農業の発展と変貌を通じて地域格差が拡大したとの認識もあらわれる。こうして、1975 年には山岳地域その他の条件不利地域の農業に関する理事会指令第 75/268 号が制定される。それは、条件不利地域における最低限の人口維持や自然環境の保全等を最終的な目的としつつ、恒常的自然的なハンディキャップを補償する特別援助を関係農業者に供与しようとするものであった。さらに、70 年代末から 80 年代初頭にかけて、後進的な地中海地域やアイルランド西部などの農業振興のための特別措置が採用され、あるいは後進的な地域での「総合開発計画」が推進されはじめる。

70 年代後半からのかかる地域的視点に立つ政策も、EC においては構造政策のカテゴリーにふくめられる。72 年の 3 指令による構造政策が農業経営への投資拡大をつうじて

所得向上を達成するいわば古典的な経営近代化政策であるのにたいし、75 年指令等による地域的政策は、自然環境の保全、農村社会の維持など農業の経済外的機能に着目した新たなタイプの政策であるといえることができる。自然条件の劣等性にもかかわらず地域農業の振興を図ろうとすることは、経済的合理性を基調とする地域的産業立地の視点からは問題がないわけではないが、そうしたいわば地域主義的傾向に多かれ少なかれ影響された条件不利農業地域対策は、その後 80 年代を通じてむしろ強化されていくのである。

これら 2 つのタイプの構造政策が EC 農業財政においてどのような地位を占めているかをみておこう。72 年の 3 指令による施策のための支出額は、制度発足時から 1987 年末までの合計で 10.5 億 ECU、そのうちの 94% に相当する 9.8 億 ECU が経営近代化のための指令関係の支出であるが、これに対して 75 年指令および特定地域の農業対策のための支出額は、制度発足以来 18.7 億 ECU (うち、75 年指令関係だけで 14.3 億 ECU) に達し、前者を大きく引きはなしていることが注目される。なお、1987 年のみでは、前者が 1.4 億 ECU、後者が 3.4 億 ECU (うち、75 年指令関係だけで 2.6 億 ECU) であり、EC 農業財政全体を取り扱う FEOGA (欧州農業指導保証基金) の支出総額 238.8 億 ECU にたいしては、ごく僅かな比率を占めるにすぎない。財政面からみて、EC 農業政策は価格・市場政策のウエートが著しく高く、構造政策関係の支出は全体の数パーセントをしめるにすぎない (構造政策関係の財政を取り扱う指導部門の支出が 1987 年で 9.1 億 ECU で、FEOGA 全体の 3.8% に相当する)。

(2) 1985 年の新規則

1972 年の 3 指令は 10 年の時限立法であったため、80 年代に入って 10 年の期限が近づくとともに、新たな構造政策の策定のための

検討が行なわれた。その際、75年指令による条件不利農業地域対策についてもあわせて検討がおこなわれ、これを含む形で新たな「農業構造の効率の改善に関する理事会規則」(第797/85号、1985年3月30日)が制定された。75年指令は、目的と地域指定に関する規定を除いてすべてが、新規則に取って代わられたのである。

85年の新規則は、72年の3指令に比べると、次のような3つの大きな特徴を有している(この85年の新規則は、農政調査委員会『のびゆく農業』700、「ECの新農業構造政策」に全訳されている。ただし、後述の通りその後には改正が行なわれた。)

第1に、農業経営の近代化のための投資助成において、72年指令の選別的性格を弱め、真に援助を必要とする農業者のみを対象に経営改善のための投資助成を行なうこととした点である。個別経営が作成する従来の「経営発展計画」は「経営改善計画」と名称を変更し、計画達成時の農業所得が当該地域の基準所得(非農業部門の平均賃金以下の水準に設定)の120%を超えないような農業経営のみが援助の対象とされ、すでに高水準の所得を達成している経営は除外されることとされた。また、農産物過剰問題に配慮して、過剰産品にかかわる投資については援助を制限する規定が導入されたことも注目される。

第2に、72年指令における老齢農業者の離農促進政策が姿を消し、これに代わって若年農業者(40歳未満)への特別援助措置が導入されたことである。経営主として最初の就農をする者への就農助成金の供与や上記の「経営改善計画」にもとづく投資助成における追加的援助などがそれである。このことは、EC農業構造政策が、低成長と高失業という80年代の状況のもとで、老齢者の離農の促進よりも若年者の就農の促進により大きな関心を示すに至ったという意味で重要であろう。

ただ、この若年者の就農促進対策の目的は、

必ずしも明確ではなく、農業の持つ雇用確保の役割から、高齢化した農業者の若返りまで多様な意義づけがなされているようである。ちなみに、1988年版のECの『農業情勢報告』は、「その目的は、農業者の高齢化の進行に歯止めをかけ、変化する世界の情勢に農業の方式を適応させるのに必要な能力をもつ個人を農業にひきつけることにある」(p.19)と述べている。

第3に、農業の多面的機能に配慮した政策の拡充強化がみられることである。すなわち、75年指令による条件不利農業地域対策が、従来からの補償金のほか、農家における観光・手工業関連投資や草地の改良・利用のための共同投資への助成を含める形で拡充されたこと、また環境保護を要する地域の農業への助成、農業経営内での植林等の事業への助成が制度化されたことなどがそれである。

ところで、この第三の特徴として指摘した点は、80年代の西欧諸国の新たな農政の傾向を代表するものとして注目される点である。そして、85年の規則制定にすぐつづいて、87年には早くも規則の改正が行なわれ関連施策の拡充強化が図られている。例えば、条件不利地域の農業者への補償金額の上限の引き上げ(haあたり従来の101 ECUから120 ECUへ)、農業経営内の植林事業への助成額の上限の引き上げ(haあたり従来の1,400 ECUから1,800 ECUへ)などがなされた。

(3) 新社会構造政策

1987年から1989年にかけて、ECの農業構造政策は、農産物過剰に対処するいわゆる農政改革の一環として、新たな展開をとげる。

まず、1987年には、上記の85年規則の改正の一環として、農業生産の転換および粗放化に関する規定が盛り込まれる。生産の転換は、過剰状態にある産品から過剰状態にない産品への転換を奨励することによって、そし

て生産の粗放化は、集約性のより低い生産方法の採用を奨励することによって、ともに過剰農産物の供給の減少に寄与することに目的がある。ただ、両措置とも、適用のための準備が遅れ、後者は1988年末にようやく制度適用のための委員会規則が制定され、各国で実施に移されていく段階に入ったが、前者は、過剰状態にないとされる転換先の製品の指定などに関する規則が制定されておらず、大幅に準備が遅れているのが実情である。

ついで、1988年には同じく85年規則に、耕地のセット・アサイドに関する規定が導入された。これは、耕地の少なくとも20%について耕作を休止するよう奨励し、もって供給の減少に寄与しようとするものである。フランスでは、本制度を適用するための国内法令が1988年末に制定されており、各国で実施に移されているようである。

さらに、同じ1988年には、営農の停止を奨励する制度が設けられる（理事会規則第1096/88号）。これは、55歳以上の農業経営者が最終的に営農を停止する場合に（当該農地は休耕状態におかれるか、他の経営の規模拡大に用いられる）、早期引退年金の形で補償金を供与し、もって供給の減少または経営構造の改善に寄与しようとするものである。なお、本制度は、加盟国にその適用を義務づけるものではなく、フランス等は適用しない方針といわれる。

最後に、1989年3月、農業所得に対する経過的援助制度を設置する理事会規則第768/89号が制定された。これは、共通農業政策の改革過程において家族経営が短期的な所得上の困難を克服し、かつ市場条件に適応するのを支援するため、経過的な直接的所得援助を行なうという制度である。ただ、この制度も加盟国にその適用を義務づけるものではない。

（4）新社会構造政策の意味するもの

以上のような新たな展開をとげてきた今日のEC農業構造政策について、その主要な諸手段を根拠法令との関連で整理してみると、次の通りである。

1. 農業構造の効率の改善に関する理事会規則第797/85号（1985. 3. 12）

第1条の2……耕地のセット・アサイド

第1条の3……生産の粗放化

第1条の4……生産の転換

第2条から第6条まで……農業経営近代化のための投資援助制度

第7条……若年農業経営者への特別援助制度

第13条から第17条まで……条件不利地域農業に対する特別援助制度

第19条から第19条の4まで……環境保護等の必要な地域の農業への援助制度

第20条……農業経営における植林・林地改良のための援助制度

2. 営農の停止を奨励する共同体制度を設置する理事会規則第1096/88号（1988. 4. 25）

3. 農業所得に対する経過的援助制度を設置する理事会規則第768/89号（1989. 3. 21）

さて、こうして多様な政策手段をもつにいたったECの農業社会構造政策は、どのような理念によって導かれているのであろうか。最近の、とくに1885～89年の動向についてみれば、①農業の多面的機能、特に環境保全的機能の評価、ならびに②需給調整政策への寄与および生産中立的農業支持制度の追求の2点が新たな農政理念の中心的なコンセプトとして重要性を増していることが注目される。

農業の多面的機能の評価に関わる政策手段としては、条件不利地域農業への特別援助の強化、環境保護等を要する地域への援助、農業経営内の植林等への援助、生産の粗放化、さらにフランス等の諸国では若年農業者就農助成制度（条件不利農業地域を優遇する形で

適用される)等を挙げることができる。また、需給調整政策へ寄与または生産中立的農業支持の機能をもつ政策手段としては、耕地のセット・アサイド、生産の粗放化および転換、過剰生産部門における営業停止奨励制度、農業所得に対する経過的援助制度、条件不利地域を対象とする直接的な所得移転(自然的ハンディキャップを補償する補償金による)などを挙げることができる。

ECでは、過剰問題の深刻化という背景のもとに、財政規律の確立や価格政策の抑制的運用、公的介入の制限、生産調整等による需給均衡の確立を目指して農政改革が推進されており、そのなかで、EC農政当局は特に次の点に配慮しているといわれる。第1に、農業生産の増大を制御すること、第2に、価格支持政策の抑制的運用が与える影響を緩和すること、第3に、環境保護や農村地域の発展という新たなニーズを考慮に入れること、第4に、最も条件不利な地域に対する対策を強化すること、以上である。

こうして、80年代のEC農政は新たな状況への適応をつうじて重要な変更をこうむりつつあるように見える。フランス国立農業研究所のG.バザンはこの点について次のような分析を試みているが、今日の状況を的確に説明するのに有益と思われるので、引用しておこう。「その存在理由が農業生産にあるのではなく、国土保全あるいは環境保護にあるような農業の維持のために援助すること、農業の果たす生態的、社会的な新たな機能を考慮に入れることが目的とされている。ECの新方針は、二元的農業論として特徴づけることができよう。相異なる経済的、政治的論理に従う二つのタイプの農業、すなわち高技術と高生産を目指しEC市場あるいは世界市場においてでも競争力のある農業部門と直接的所得援助によって支えられる社会的な、多様かつ兼業依存的な農業部門との併存の方向が追求されている。」(G. Bazin, "Nouvelles

orientations de la P.A.C et zones defavorisees", I.N.R.A., 1988)。

2. 制 度

(1) 農業経営近代化のための投資援助

1. 根拠法令

理事会規則 797/85 (1985. 3. 12) 第2条

2. 目 的

加盟国は、農業所得および農業経営における生活・労働・生産条件の改善に寄与するため、投資援助制度を導入することができる。

3. 援助供与の条件

この援助は次の条件を充たす農業経営を対象とする。

① 主業として農業に従事し、十分な職能上の能力を有し、経営の物的改善計画を提出し、かつ経営簿記を実行する経営者の農業経営であること。

② 労働力当たりの労働所得が基準所得(当該地域の非農業労働者の平均賃金以下の水準に定められる)を下回るとともに、改善計画の達成によってもその120%を上回ることがないと見通されること。

この援助は、①市場の需要に沿った品質改善および生産転換、②生産コストの削減、生活・労働条件の改善またはエネルギーの節約を目的とする農業経営の適応、③環境の保護と改善に関する投資について供与される。過剰産品の増産をもたらすような投資については、援助が制限される。

この援助は、改善計画に必要な投資について、資本供与の形態またはそれに相当する利子補給もしくは償還猶予の諸形態で供与することができるが、土地ならびに生体の豚、家禽および肉用仔牛の購入のための支出は対象外とされる。

4. 援助額

援助の対象となる投資の最高額は、労働力あたり 60,000 ECU、経営あたり 120,000

ECU とする（加盟国はより低い限度額を設定することができる）。

援助額の上限は、固定資産投資額の 35%（条件不利地域では 45%）、その他の投資については 20%（同じく 30%）とする。

5. EC 財政による負担

適格な支出に要した経費の 25% を負担する。ただし、アイルランド西部、ギリシャ、島部を含むイタリア南部およびポルトガルの条件不利地域に対する投資援助は、50% の負担とする。

(2) 若年農業者に対する援助

1. 根拠法令

理事会規則 797/85 (1985. 3. 12) 第 7 条

2. 目的

若年者の経営者としての就農とその後の経営構造の調整を促進することを目的として、加盟国は、40 歳未満の若年農業経営者に対して特別援助を供与することができる。

3. 援助の条件

この援助は、経営者としての最初の就農に対する就農助成金および経営近代化のための投資援助における追加的投資援助の形で供与される。

就農助成金は、主業として農業に従事し、十分な職能的能力を有し、かつ少なくとも 1 労働力単位に相当する労働量を必要とする農業経営を営む経営者に供与される。

追加的投資援助は、経営近代化のための投資援助制度における改善計画を就農後 5 年以内に提出し、かつ、十分な職能的能力を有することを条件として供与される。

4. 援助額

就農助成金は、① 7,500 ECU を上限とする助成金（それに相当する利子補給金に代えることもできる）、および② 就農に要する借入金への利子補給金の双方を含むことができ、② の場合の補給金の率は、期間 15 年、最高 5% とし、補給金の資本還元額は 7,500

ECU を上回ることができない。

追加的投資援助は、経営近代化のための投資援助制度による通常の援助額の 25% を上回ることができない。

5. EC 財政による負担

適格な支出に要した経費の 25% を負担する。

(3) 山岳地域その他の条件不利地域の農業に対する援助

1. 根拠法令

理事会指令 75/268 (1975. 4. 28)

理事会規則 797/85 (1985. 3. 12)、理事会規則 1760/87 (1987. 6. 15) による改正

2. 目的

加盟国は、条件不利農業地域において農業の存続を確保し、それによって最低限の人口の維持と景観の保持を図る目的で、これら地域の農業の奨励と農業者所得の増大のための特別援助制度を導入することが認められる。

このための特別援助措置としては、恒常的自然的ハンディキャップを補償するための年次補償金の供与のほか、農業経営への投資援助制度における優遇措置および粗飼料生産や草地改良に関する共同投資計画への援助措置（理事会規則 797/85 の第 16 条および第 17 条）がある。

3. 援助供与の条件

条件不利地域は、① 山岳地域（標高および傾斜度という要因から自然的ハンディキャップを有しながら、環境保護等のため農業が必要とされる地域）、② その他条件不利地域（劣等な土壌条件と経営成果、高い農業人口比率、危機的人口動態という特性を同時に有している山岳地域以外の地域）、③ 加盟国が国土面積の 4% の範囲で指定する特別のハンディキャップ地域（離島、沼沢地帯などで、環境保護等のため農業が必要とされる地域）からなる。

条件不利地域の農業者であって、3 ha 以

上の農用地で経営し、かつ、少なくとも5年間農業に従事する旨を約束する者に対し、年次補償金を供与することができる。

加盟国は、補償金の供与について、EC規則に基づくほか、より制限的または追加的な条件を定めることができる。

4. 援助額

加盟国は、恒常的自然的ハンディキャップの程度に応じて補償金の額を決定する（また、当該経営の経済的状況や農業者の所得により差をつけることができる）。補償金の上限額は、家畜単位（または面積）あたり101 ECU、恒常的自然的条件が厳しい地域では120 ECUとし、また、下限額は、山岳地域にあっては家畜単位あたり20.3 ECUとする。

5. EC財政による負担

年次補償金の適格な支出に要する経費の25%を負担する（ただし、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、フランス海外諸県については、50%とする）。

6. その他

本制度は、加盟国に対して、その適用を義務づけている。

(4) 環境・資源の保護および自然空間・景観の維持の観点から慎重を要する地域にたいする援助

1. 根拠法令

理事会規則797/85（1985.3.12）第19条

2. 目的

環境・資源の保護および自然空間・景観の維持の観点から慎重を要する地域において、加盟国は、環境・資源の保護等の必要性和両立する農業生産慣行の導入・維持およびこれを通ずる市場ニーズに適応した農業生産の方向づけに寄与することを目的とし、かかる生産慣行の結果生ずる農業所得の損失を考慮して、特別援助制度を導入することができる。

3. 援助供与の条件

環境・資源の保護等の必要性和両立する農

業生産慣行を少なくとも5年間実施することを約束する当該地域の農業者に年次手当を供与する。

加盟国は、対象地域、環境・資源の保護等の必要性和両立し得る農業生産慣行、生産集約度および家畜飼養密度について遵守すべき基準等を定める。

4. 援助の額と期間

加盟国は、手当の額および期間を定めるが、それは本制度の枠内で農業者によってなされる約束の内容を反映するものでなければならない。

FEOGAから払い戻しを受けることのできる年次手当の最高額は、haあたり100 ECUとする。ただし、当該手当が条件不利地域に対する補償金の受益者に供与される場合、その最高額はhaあたり60 ECUとする。

5. EC財政による負担

年次手当の適格な支出に要する経費の25%を負担する。

(5) 農業経営内における植林・林地改良のための援助

1. 根拠法令

理事会規則797/85（1985.3.12）第20条

2. 目的

加盟国は、主業的農業者の農業経営に対して、農用地での植林事業および林地改良投資のための援助を供与することができる。農用地での植林事業のための援助は、林業組合等へも供与することができる。

3. 援助額

FEOGAから払い戻しを受けることのできる援助の最高額は、植林事業1,800 ECU/ha、林地改良および防風林整備300 ECU/ha、防火線および水場設置90 ECU/ha、林道14,400 ECU/kmとする。（ただし、農業経営あたり最高投資額は40,000 ECU、そのうち林地改良投資は10,000 ECUまでとする。）

4. EC財政による負担

FEOGA からの払い戻しの適格性を有する経費のうち 25% とする。なお、植林および林道については事業費の 80%, その他の事業については 60% の範囲で行なった加盟国の支出が FEOGA からの払い戻しの適格性を認められる。

(6) 耕地に関するセット・アサイドを奨励する援助

1. 根拠法令

EC

理事会規則 797/85 (1985. 3. 12), 理事会規則 1094/88 (1988. 4. 25) による改正制度の適用に関する委員会規則 1272/88 (1988. 4. 29)

適用除外区域に関する委員会規則 1273/88 (1988. 4. 29)

France

デクレ 88-1049 (1988. 11. 18)

援助額および適用除外区域に関するアレテ (1988. 11. 18)

2. 目的

1985 年 7 月 1 日から 1988 年 6 月 30 日の間の一定期間として定められる基準期間において耕作された耕地について、耕作の休止を奨励すること。フランスの場合、基準期間は、1987 年 7 月 1 日から 1988 年 6 月 30 までの期間とされている。

3. 援助供与の条件

受益者は、その経営する耕地の少なくとも 20% (最低面積 1 ha 以上) について 5 年間耕作を休止する旨の約束をしなければならない。

休耕する土地は、休閒 (fallow) の状態 (輪作システムに組み込むことも可能) におかれるか、植林または非農業目的に利用することができる。加盟国はまた、当該土地を粗放的畜産のために放牧地として利用することを認めることができる (フランスでは、当面この規定は適用しない)。

4. 援助額

農業者に供与される援助額は、休耕する耕地 ha あたり、各年につき 100 ECU 以上、600 ECU 以下とする (例外的な場合、EC 委員会の承認をえて、上限を 700 ECU にすることができる)。フランスの場合、各県について定められた下限および上限 (県により、1,000~1,700 フラン、1,200~2,000 フラン、1,500~2,300 フラン、1,800~2,600 フラン) の範囲内で、小農業地域ごとに、県知事がその額を決定する。

5. EC 財政による負担

EC の負担は、援助額の段階区分にしたがって、通減するものとする。すなわち、ha あたり 200 ECU までは 50%, 200~400 ECU の部分は 25%, 400~600 ECU の部分は 15% を負担する。

6. その他

本制度は、加盟国に対してその適用を義務づける。農業者の参加は任意である。

(7) 生産の粗放化を促進するための援助

1. 根拠法令

理事会規則 797/85 (1985. 3. 12), 理事会規則 1760/87 (1987. 6. 15), 1094/88 (1988. 4. 25) および 591/89 (1989. 3. 6) による改正

適用除外区域に関する委員会規則 1273/88 (1988. 4. 29)

制度の適用に関する委員会規則 4115/88 (1988. 12. 21)

2. 目的

指定する農産物グループについて産出量の削減をもたらす集約性のより低い生産方法 (less intensive production methodes) の採用を奨励することにより、過剰農産物の供給の減少に寄与すること。

3. 援助供与の条件

肉用牛、羊・山羊、穀物、油料作物、豆類、たばこ、綿花、野菜、ブドウ、オリーブ油、

果樹の生産について、当該経営の通常の産出に比べて少なくとも20%の産出量の削減をもたらす粗放化を5年間実行することを約束する農業者にたいして、援助を供与する。

産出量の削減を確保する方策は、加盟国によって定められる。その場合、「数量的」方式（実際の削減量をベースとする方式）と「生産方法」方式（集約性のより低い生産方法の採用をベースとする方式）の双方またはいずれかによることができる。

4. 援助額

年当たりの最高援助額を次の通りとし、その範囲内で加盟国が決定する。

肉用牛……実際に削減される頭数について家畜単位あたり210 ECU（数量的方式の場合）、または当該約束をする前の飼養頭数について家畜単位あたり65 ECU（生産方法方式の場合）

羊・山羊……同じく185 ECUまたは55 ECU

単年性作物……穀物、油料作物（なたね、ひまわり、大豆）、豆類、たばこ、綿花、野菜について、180 ECU/ha

永年性作物……オリーブ油300 ECU/ha、柑橘類900 ECU/ha、その他の果実およびワイン600 ECU/ha

5. EC財政による負担

上記の限度内で供与される援助額の25%とする。

6. その他

本制度は、加盟国に対してその適用を義務づける。ただし、1990年12月31日までの間は、パイロット・プログラムの枠内で試験的に適用するにとどめることができる。また、少なくとも肉用牛およびワイン部門については、1989年末までに、パイロット・プログラムを実施するものとする。なお、農業者の参加は任意である。

(8) 生産の転換 (conversion) を促進するための援助

1. 根拠法令

理事会規則797/85 (1985.3.12)、理事会規則1760/87 (1987.6.15)、1094/88 (1988.4.25)による改正

適用除外区域に関する委員会規則1273/88 (1988.4.29)

援助供与の条件および手続きならびに生産転換において導入される製品のリストは、別途理事会規則で定めることになっているが、この規則がいまだ制定されていないようである。

2. 目的

過剰状態にある産品から過剰状態にない産品への生産の転換を奨励することにより、過剰農産物の供給の減少に寄与すること。

3. 援助供与の条件

別途、理事会規則で定める。

4. 援助額

ECレベルで別途定める上限の範囲内で、加盟国が決定する。

5. EC財政による負担

援助額の25%とする。

6. その他

本制度は、加盟国に対してその適用を義務づける。農業者の参加は任意である。

(9) 営農の停止 (cessation of farming) を奨励する援助

1. 根拠法令

理事会規則1096 (1988.4.25)

2. 目的

加盟国は、農業構造の調整・再編を助長するとともに生産と販売可能性との間の均衡を再建することを目的として、営農停止を奨励するための措置をとることができる。

3. 援助供与の条件

55歳以上の農業経営者が次のいずれかの条件にしたがって最終的に営農を停止する場合に、援助を供与することができる。

① 当該経営者が通常の引退年齢に達するまでの間（少なくとも5年間）、当該農業経営の農用地（区画整理のための地片交換がある場合には、同等の農用地）において農業生産が停止されること。

② 当該農業経営の農用地が他の農業経営の規模拡大のため用いられること（ただし、規模拡大した経営が過剰製品の生産の増大をもたらさないことを条件とする）。

援助は、年次補償金の形で供与される。上記の2条件のうち、①すなわち農業生産の停止の場合には、その他に、haあたりで算定される年次追加手当が供与される。さらに、関連する農業労働者および家族補助員にも年次補償金を供与することができる。

4. 援助額

援助の額および期間は加盟国が決定する。

5. EC 財政による負担

上記3①の場合、ECの負担は、所定の上限援助額の範囲内において、援助経費の50%とする。

上記3②の場合、ECの負担は、特定の地域のみを対象に行なわれる（経済発展水準を示す地域総合指数がEC指数の75%以下の地域については、援助経費の50%、地域総合指数が75~85%の地域については、25%を負担する）。

EC 財政による負担において考慮される援助の最高額は、農業経営者にたいする年次補償金については、年あたり3,000 ECU（最大期間10年、最高年齢70歳）とし、年次追加手当については、生産停止の期間において年・haあたり250 ECUとする。

6. その他

本制度を適用するか否かは、加盟国の決定に委ねられている。

フランスは、この制度を適用しない方針といわれる。なお、フランスは、上記3②の場合、いずれの地域についてもECからの財政負担を受ける資格を有しない。

(10) 農業所得に対する経過的援助 (transitional aids) を供与する制度

1. 根拠法令

理事会規則768/89 (1989. 3. 21)

2. 目的

共通農業政策の改革過程において家族経営が短期的な所得上の困難を克服し、かつ市場条件に適応するのを支援するため、農業所得にたいする経過的援助を供与する制度を設ける。

3. 援助供与の条件

加盟国は、所得援助を実施するためのフレームワークとして「農業所得援助計画」(programme of agricultural income aids, PAIA) を制定し、これを通じて地域の社会経済条件を考慮した地域的なアプローチをとるものとする。PAIA においては、支給する援助額と市場調整による悪影響の程度との間に関連をもたせること、援助額は通減的とし、生産物の価格や量によって決定してはならないことなどの要件を充たす細則を定めることとしている。なお、援助の支給期間は、最高5年とする。

農業者とその家族員の総所得（非農業所得を含む）が加盟国の定める上限額を超えるときは、当該援助を供与することはできない。なお、その上限額は、当該国の平均GDPの70%または当該地域の平均GDPの90%を上回る水準に定めてはならない。

4. 援助額

援助額の決定の方法としては、一律援助 (flat-rate aid) 方式と個別的方式とがある。前者の方式が国、地域、部門に適用される場合、加盟国は個人に支給される援助額について経営の客観的基準（農用地面積、標準粗マージン等）に応じて差異を設けることができる。援助額を個別ベースに決定する後者の方式の場合、純農業所得の概念を用いることができる。

援助の最高額は、全国または地域の所得にたいする比率の形で定められるが、いずれの加盟国においても、絶対水準として労働力単位あたり 2,500 ECU を上回ってはならない。

5. EC 財政による負担

EC の負担は、労働力あたり 1,000 ECU を最高額とし、1 経営あたり 2 労働力単位までとする。また、主業的農業者のみが対象とされる。

援助額にたいする EC の負担率は、地域により異なり、低開発地域では 70%、その他の地域では 25% とする。

6. その他

本制度を適用するか否かは、加盟国に委ねられる（EC 委員会は当初、加盟国に対して義務的制度として提案したが、最終的には任意制度となった）。

3. 参 考 資 料

〔A〕 山岳地帯および条件不利地帯の農業に関する EEC 理事会指令 75/268 (1975. 4. 28)

第 1 条

第 2 条に定める手続きに従って決定される条件不利地域において、農業の存続を確保し、それによって最低限の人口水準の維持と景観の保持を図る目的で、加盟国は、農業構造の効率の改善に関する 1985 年 3 月 12 日付け理事会規則第 797/85 号に定められるこれらの地域の農業の奨励と農業者所得の増大のための特別援助を導入することを認められる。

この援助制度において定められる諸措置の適用にあたっては、各地域に固有の状況および開発目標が考慮されなければならない。

第 2 条

1. 加盟国は、特別援助制度を適用しようとし、かつ、第 3 条に特記する事項に照らして条件不利地域に関する共同体リストに含められる要件を有する地域の境界線について、

EC 委員会に通報するものとする。加盟国は、それと同時に、これらの地域の特性およびこれらの地域において特別援助制度のもとで実施しようとする諸措置についての関連するすべての情報を提供するものとする。

2. 理事会は、ローマ条約第 43 条の手続き

〔訳注：共通農業政策の制定および実施に関する理事会の決定手続きをいう〕に従って、加盟国が特別援助制度を導入することを認められる第 3 条に規定する条件不利農業地域に関する共同体リストを採択する。

3. しかしながら、第 1 項に従って行なわれる加盟国の申請にもとづき、EEC 指令第 72/159 号第 18 条に定める手続き〔訳注：委員会が各国代表からなる農業構造常駐委員会等に諮って決定する手続きをいう〕に従い、条件不利地域の境界に修正を加えることができる。この修正は、当該国の条件不利地域全体の農用地面積を当該国の農用地総面積の 0.5% を超えて増加させることとなってはならない。

第 3 条

1. 条件不利農業地帯には、景観の保護、とくに環境の保護または観光上のニーズをみたすため農業が必要とされる山岳地域、および最低限の人口の維持または景観の保全が確保されないその他の地域が含まれる。

2. これらの地域は、農業経営に接続する道路、電気、上水道、観光・保養地区では汚水処理をふくむ適当なインフラストラクチャーを備えているのでなければならない。このような施設を欠いている場合には、公共施設計画において、近い将来それらの整備が予定されていないなければならない。

3. 山岳地域は、つぎのいずれかの事由から、土地利用の可能性に相当の限界があり、かつ、農作業の費用がかなり増大する地方行政区域またはその一部からなる。

(1) 標高の高さの故にきわめて困難な気候条件が存在し、作物生育期間の大幅な短縮をも

たらずこと。

(2) 標高は低いが、当該行政区域の大部分にわたって傾斜度が大きく、機械の利用が困難となるか、高価な特殊設備が必要となること。

(3) 標高または傾斜度のいずれかのみによるハンディキャップは小さいが、これら2要素が組み合わされることにより、(1)または(2)の場合と同等のハンディキャップが生ずること。

4. 人口の過度の減少の危険があるとともに景観の保全が必要となっている条件不利地域は、自然的生産条件の観点からは同質的であり、かつ、つぎに掲げる特性を同時に呈している農業地域からなる。

(a) 過度の費用なしにその限られた潜在的生産力を増大することはできず、耕作または集約化には不適當で、主として粗放的畜産に適しているやせた土地が存在すること。

(b) この低い土地生産性の故に、主要な経済指標からみて全国平均を相当に下回る経営上の成果しか示さないこと。

(c) 農業人口比率が高く、しかも人口密度が低いか人口減少率が高く、このため当該地域の自立性と人口の定住が危ぶまれていること。

5. 本条の規定による条件不利地域には、特別のハンディキャップの影響下にありながら、同時に、環境保全の確保、景観の維持、観光資源の保全あるいは海岸線の保護のためには農業の存続が不可欠であるような小地域をふくめることができる。このような地域の総面積は、いずれの加盟国でも、国土面積の4%を超えることはできない。

〔B〕 農業構造の効率改善に関する EEC 理事会規則 797/85 (1985. 3. 12)

第3章 山岳地域その他の条件不利地域の農業を助成するための特別措置

第13条

1. 理事会指令第 75/268 号第 2 条および第

3 条の規定にもとづき作成される条件不利農業地域の共同体リストに掲げられる地域において、加盟国は、農業活動を助成するため、この規則第 14 条および第 15 条に定める限度内において、かつ、そこに定める条件にしたがって、上記の理事会指令第 3 条に規定する恒常的自然的ハンディキャップに応じて決定される年次補償金を供与することができる。

2. 理事会指令第 75/268 号第 2 条第 2 項に定める手続きにしたがい決定されるリストに掲げられる地域において、これらの限度を超え、またはこれらの条件を遵守せずに恒常的自然的ハンディキャップを補償するための補償金を供与することは禁止される。

第 14 条

1. 加盟国が補償金を供与する場合、少なくとも 3 ha の農用地を経営し、かつ、第 1 回目の補償金の支払いの時から少なくとも 5 年間理事会指令第 75/268 号第 1 条の諸目的に即して農業活動に従事する旨を約束する農業経営者が当該補償金の受給資格を有するものとする。農業経営者が農業活動を停止しても、その土地が引き続き農業に利用されることが保証されている場合には、当該農業経営者は営農継続の約束の履行を免れることができる。また、不可抗力の場合、とりわけ収用または公益的利用のための買収の場合にも、かかる約束の履行を免れる。さらに、引退年金制度により年金を受給する農業経営者も同様にその約束の履行を免れるものとする。

ただし、島部を含むイタリア南部 (Mezzogiorno)、フランスの海外諸県、スペイン、ギリシャおよびポルトガルの諸地域では、経営あたりの最低農用地面積は 2 ha とする。

2. 農業経営者が引退年金を受給している場合に供与した補償金に関する支出は、第 26 条による基金からの払い戻しの対象とはならない。

3. 加盟国は、補償金の供与に関して、追加的条件またはより制限的な条件を定めること

ができる。

第 15 条

1. 加盟国は、農業活動に影響を与える恒久的自然的ハンディキャップの程度に応じて、かつ、下記に定める限度の範囲内において、補償金の額を決定する。ただし、理事会指令第 75/268 号第 3 条第 3 項に定める地域〔訳注：山岳地域をいう〕における補償金の額は、大家畜単位（UGB）あたり、または場合により ha あたり、20.3 ECU を下回る水準に決定することはできないものとする。

(a) 牛、羊、山羊または馬の生産の場合、補償金は家畜の飼養規模に応じて算定される。供与される補償金の額は大家畜単位あたり 101 ECU を超えることはできない。また、供与される補償金の額は当該経営の粗飼料面積全体に対し ha あたり 101 ECU を超えることはできない。牛、羊、山羊、馬の大家畜単位への換算表は、付表（掲載省略）に掲げる。

しかしながら、恒久的自然的ハンディキャップの厳しさからそれが正当化される条件不利農業地域においては、供与される補償金の額は、大家畜単位あたり、および、ha あたり 120 ECU まで増額することができる。

牛乳の販売を目的として飼養される乳用牛は、理事会指令第 75/268 号第 3 条第 3 項に規定される地域ならびに第 3 条第 4 項および第 5 項に規定され〔訳注：山岳地域以外の条件不利地域をいう〕、かつ、酪農が農業活動の主要部門となっている地域においてのみ、補償金の算定において考慮することができる。

加盟国が上記の指令第 3 条第 4 項および第 5 項に規定される地域について、この権利を行使する場合、補償金算定の対象とされる乳用牛の頭数は、受給資格のある農業経営者 1 人あたり 20 頭を超えることはできない。

(b) 牛、馬、羊および山羊以外の生産の場合、補償金の算定は、経営面積から家畜飼養に充てられる面積を控除してえられる面積か

らさらに次の各号に定める面積を控除した面積にもとづいて行なう。

① 条件不利地域全体について、小麦作付面積。ただし、次の面積を除く。

— 理事会規則第 3103/76 号に定める地域以外の地域におけるデュラム小麦作付面積。

— 軟質小麦 ha あたり収量が 2.5 トン以下である地域における軟質小麦作付面積。

② 条件不利地域全体について、経営あたり 0.5 ha を上回るりんご、なしまたは桃の樹園地面積。

③ 上記の指令第 3 条第 4 項および第 5 項に規定する条件不利地域について、ワイン生産に充てられる面積（ただし、収量が ha あたり 20 ヘクトリットル以下のぶどう園を除く。）、砂糖ビート生産または集約的作物に充てられる面積。

補償金の額は、ha あたり 101 ECU を上回ってはならない。しかしながら、恒常的自然的ハンディキャップの厳しさからそれが正当化される条件不利農業地域では、供与される補償金の額は ha あたり 120 ECU まで増加することができる。

(c) 加盟国は、補償金の受益農業経営者の経営の状況および所得に応じて補償金を変化させることができる。

2. 加盟国は、第 1 項 (b) に定める措置の対象となる生産の一部または全部について、補償金を供与しないことがある。

3. 補償金受給者が補償金算定の基礎として使われた面積の一部または全部に植林する場合、当該補償金が第 1 項 (a) に定める最高限度を超えない限りにおいて、加盟国は、植林の時から最高 20 年間にわたって、植林された農用地面積にもとづいて算定された補償金を供与することができる。

4. この条の規定により供与される補償金について基金から払い戻しを受けることのできる補償金の最高限度額は、第 2 条第 3 項により定められる労働力単位（UTH）あたりの

基準所得の50%とする。

第16条

第13条第1項で言及される条件不利地域であって、観光または手工業の開発に適しているところでは、第2条第1項(c)に定める改善計画〔訳注：農業経営者が、経営近代化のための投資援助を受けるために提出する農業経営の物的改善計画をいう。〕は、農業投資のほかに、農業経営内で行なわれる観光事業または手工業事業への投資をも対象とすることができる。このような場合、第4条で言及される投資には、経営あたり40,000 ECUを限度として、観光事業または手工業事業への投資を含めることができる。

第17条

1. 第13条第1項で言及される地域では、加盟国は、粗飼料生産（貯蔵および流通をふくむ。）ならびに共同利用される放牧地の改良および設備のための共同投資計画にたいし援助を供与し、また、山岳地域において、水場施設、高地放牧地を含む放牧地へのアクセス道路、家畜の避難施設のための共同投資にたいして援助を供与することができる。

2. 第1項で言及される事業は、経済的に正当化される場合、環境保護と両立する小規模農業水利事業（小規模灌漑工事を含む。）および移動牧畜（transhumance）に必要な家畜避難施設の建設・補修事業を含むことができる。

3. 第1項で言及される援助について、基金から払い戻しを受けるための適格な援助額は、共同投資1件あたり10万 ECU、改良または設備の施された放牧地1 haあたり500 ECU、灌漑面積 haあたり5,000 ECUまでとする。

第5章 環境および天然資源の保護の観点ならびに自然空間および景観の維持の観点から慎重を要する地域における援助

第19条

環境および天然資源の保護の必要性または

自然空間および景観の維持の必要性和両立しうる農業生産慣行の導入または維持に寄与し、かくして市場のニーズに応じた農業生産の適応および方向づけに寄与することを目的とし、かつ、その結果として生ずる農業所得の損失を考慮して、加盟国は、かかる観点から慎重を要する地域において、特別援助制度を導入することができる。

第19条の2

第19条で言及される援助制度は、同条で言及される地域の農業者であって、当該地域についての特別のプログラムの枠内で、環境および天然資源の保護の必要性または自然空間および景観の維持の必要性和両立しうる農業生産慣行を少なくとも5年間導入しまたは維持することを約束する者に対して、ha当たりで定められる年次手当を供与するものとする。

第19条の3

加盟国は、第19条で言及される地域を決定する。加盟国は、達成されるべき目標に照らして、環境および天然資源の保護の必要性または自然空間および景観の維持の必要性和両立しうる生産慣行について定める。加盟国はまた、第19条の2で言及される生産慣行に関して、特に生産集約度もしくは家畜飼養密度について維持または引下げるべき水準に関して、遵守されるべき規則および基準を設定するものとする。加盟国はまた、手当の額および期間について、これらが当該プログラムの枠内で農業者によってなされる約束を反映するように、これらを定めるものとする。

第19条の4

第19条の2で言及されるhaあたりの年次手当について、基金から払い戻しを受けることのできる最高額は、同条に言及される約束の対象とされた面積についてhaあたり100 ECUとする。年次手当が第15条に言及される補償金の受益者にたいして供与される場合、基金から払い戻しを受けることのでき

る年次手当の最高額は ha あたり 60 ECU とする。

第 6 章 農業経営における林業関連措置 第 20 条

1. 加盟国は、第 2 条第 1 項 (a) の条件を充たす農業経営〔訳注：主業として農業に従事する経営者の農業経営〕に対し、農用地での植林のための援助ならびに防風林、防火線、水場および林道を含む林地改良投資のための援助を供与することができる。

本項の第 1 段落で言及される植林のための援助は、第 1 条の 2 および第 1 条の 3 に規定する耕地のセット・アサイドおよび粗放化のための援助の受益者である農業経営者ならびに本条で言及されるカテゴリーの農業者に属する農用地に植林を行なう林業組合もしくは林業協同組合または共同体にも供与することができる。

農業機械を林業作業用に改造する費用は、

上記の投資の一部とみなされる。

2. 第 1 項の適用において加盟国が下記の範囲で行なった実際の支出額は、基金からの払い戻しのための適格性を認められる。

— 植林および林道については費用の 80%。

— 第 1 項に言及されるその他の事業については 60%。

ただし、農業経営当たり最高投資額は 40,000 ECU とし、その内の林地改良投資は 10,000 ECU までとし、かつ、払い戻しのための適格性を認められる援助の最高額は次の通りとする。

— 植林については ha あたり 1,800 ECU。

— 林地改良および防風林整備については ha あたり 300 ECU。

— 防火線および水場設置については ha あたり 90 ECU。

— 林道については km あたり 14,400 ECU。